

「道路通行制限」の手続き方法が変わります

本年4月1日より手続きの簡素化をはかるため、下表のとおり手続き方法が変わりますので、よろしくお願いいたします。

変更になるところ	令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から
申請の手続き	道路通行制限願を提出	道路使用許可申請書を1組提出
許可通知書	あり	なし
区長の承諾	道路通行制限願内の承諾欄に記入押印	同意書に記入押印 (様式は任意。) (目的、場所、期間、方法を明記)
消防署への提出書類	不要(岡谷市より提出)	申請者にて提出 (道路工事届出書： 消防署のホームページにあります。)

※警察署への手続き方法は従来通りですので、お気を付けください。

岡谷市への提出書類

1. 道路使用許可申請書一式(申請書、位置図、交通規制図) 1組
(コピー可)
2. 区長の同意書 1枚
(様式は任意ですが、目的、場所、期間、方法を明記してください。)

ご不明な点がございましたら、土木課 路線管理担当へお問い合わせください。